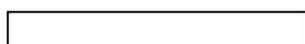


廿日市市陽光台集会所管理規定

平成19年 4月 1日 施行

平成20年 4月 6日 改訂
平成20年 9月 14日 改訂
平成21年 4月 12日 改訂
平成23年 4月 24日 改訂
令和 4年 7月 1日 改訂
令和 5年 7月 16日 改訂



陽光台集会所管理運営委員会

廿日市市陽光台集会所管理規定

(目的)

第1条 本集会所(以下「集会所」と言う)は、地域住民の生活及び文化の向上、社会福祉の増進並びにコミュニティー活動推進の場として使用することを目的とする。

(運営)

第2条 集会所は、第3条に定める陽光台集会所管理運営委員会が運営する。

(運営委員会)

第3条 1. 集会所を公正かつ民主的に運営するため廿日市市陽光台管理運営委員会(以下「運営委員会」と言う)を設ける。

(運営委員会の構成)

第4条 1. 集会所の運営委員会は陽光台町内会1丁目～5丁目より選出された委員及び正副管理者をもって構成する。
 2. 運営委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
 3. 運営委員会の中より会長、副会長を互選する。(初年度は推薦とする。)
 4. 会長は運営委員会を代表し、運営委員会を統括する。
 5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は、会長の責務を代行する。

(運営委員会の任務)

第5条 運営委員会は、集会所の管理運営に関して必要な事項を審議決定する。

(集会所の管理者)

第6条 1. 集会所の日常管理のため、運営委員会が各1名の集会所管理者(以下「管理者」と言う)を選任する。
 2. 集会所管理者の任務は次の通りとする。
 (1)集会所建物、付属施設及び備品・器具の保全管理
 (2)集会所使用申請書の受け付け及び許可
 (3)集会所利用協力費等諸収入の管理
 (4)集会所管理に必要な諸経費の支払い
 (5)年度末における決算報告書の作成並びに集会所使用状況の集計
 (6)運営方法については、管理運営委員会の指示にしたがうこととする。

(注)年度の前期、後期で管理者が変わる場合には、上記の中間報告

(監査)

第7条 1. 運営委員の中から監査委員1名を選任する。
 2. 監査委員は、毎年度末に会計監査を行い、運営委員会に報告する。

(使用の範囲)

第8条 集会所の使用の範囲は、第1条の目的に基づき地域住民(陽光台町内会)が使用することを大原則とする。
 但し、次に示す項目の内(6)(7)(8)(9)は使用を認めることとする。
 (1) 町内会及び各班が諸活動のために使用する場合
 (2) 地域住民の敬老会、子供会、女性会が諸活動のために使用する場合
 (3) 町内会の住民で結成される各種同好会、親睦会等の諸行事で使用する場合
 (4) 町内会の住民が冠婚葬祭に使用する場合
 (5) 町内会の住民で上記以外の団体が使用する場合
 (6) 市役所が業務の必要上使用する場合
 (7) 陽光台管理組合が通常総会、臨時総会、その他必要上使用する場合
 (8) 営利を目的とするが地域住民の子供が参加者に含まれる子供の塾に使用する場合
 (9) 町内会の活動資金捻出の為「バザー等」販売行為に使用する場合
 但し、申請毎に運営委員会の許可を得る事とする。

(使用制限)

第9条 次の各号に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序または風俗を害する恐れのある場合
- (2) 営利を目的とする場合(但し、子供の塾を除く)
子供の塾は、次の条件を満たすこと。
 - ① 使用回数 : 週2回以内
 - ② 使用時間 : 1回につき2単位(6時間)以内
 - ③ 使用日 : 土曜日及び日曜日を除く
- (3) 集会所の備品の持ち出し利用
- (4) 敷地内での喫煙者

(使用の申請並びに許可)

第10条

- (1) 集会所を使用する者は、所定の使用申請書に必要な事項を記入し管理者の許可を受けなければならない。
特に、第8条(8)項で講師が地域住民でない場合は、利用代表者は地域住民でなければならない。又 上記第8条(8)項の子供の塾は、一度に1ヵ月分の申請、許可をしても良いこととする。
- (2) 使用中のけが・病気は使用者責任とする。

(使用許可の取消)

第11条 次の各号に該当する場合は、使用の許可の取消または退去を命ずる。

- (1) 使用者が本規定に違反したとき
- (2) 使用者が許可条件に違反したとき
- (3) 許可後に葬儀による使用申請があったとき(葬儀を最優先する)
- (4) 営利を目的とする子供の塾で許可後(1ヵ月分)に第8条(1)～(7)項による申請が10日前にあったとき

(現状回復義務)

第12条 使用者は、使用を終了した時は「集会所使用報告チェックカード」に従い現状に復し、管理者に報告しなければならない。

(目的外使用及び転貸しの禁止)

第13条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸しをしてはならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、集会所の建物、付属設備その他の器具等を破損又は滅失させた場合これを現状に復し、若しくはその使用者の責任において損害を弁償しなければならない。

(使用時間)

第15条 使用者は、次の使用時間を厳守しなければならない。

午前8時30分 から 午後 9時迄

但し、1単位の使用時間を3時間までとし2単位以内(6時間)の使用を認める。
利用協力費は(利用料)は、管理規定第16条に記載の通りとする。

(利用協力費)

第16条 集会所を利用する場合には、使用者は次の区分により利用協力費(以下「協力費」と言う)を納入しなければならない。

1 町内会及び各班の諸活動		無料
2 町内会の敬老会、子供会(準子供会)、女性会の諸活動		無料
3 町内会の住民で結成する各種同好会、親睦会等の諸行事		無料
4 市役所の必要上の業務		無料
5 陽光台管理組合が総会など必要上使用する場合		無料
6 上記に定める町内会行事以外の使用する場合	和室	500円
	ホール	1,000円
7 営利を目的とする場合	和室	1,000円
	ホール	2,000円
8 町内会の住民が冠婚葬祭に使用する場合 但し2日間になる場合		3,000円 5,000円
9 エアコンを使用する場合	1時間	200円

上記の「協力費」は1単位(3時間)の料金を示す。

(協力費は、使用単位数×1単位の料金)

但しエアコンについては、使用単位数に関係なく200円/時間とし

(1)(2)(3)(4)(5)および(8)項には適用しないこととする。

(経費)

第17条 集会所の運営に必要な経費は、第16条に規定する協力費、市補助金、町内会負担金、寄付金等をもってこれにあてる。

(会計年度)

第18条 集会所の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(規定の改廃)

第19条 本規定の改廃は、運営委員会の決議によって行う。

(運営委員の選出)

第20条 運営委員は、管理規定の第4条及び管理規定細則の第4条に従い各丁目より選出する。

(使用申請並びに許可)

第21条 1. 使用者は、管理者の所定する申請書に必要事項を記入し許可を受けるが許可書(規定第10条)の交付と同時に鍵を受取、使用返却まで善良な管理をしなければならない。

返却は「集会所使用報告書兼チェックカード」の提出(規定第12条)と同時にを行う。

2. 管理者が長期不在の時は、副管理者がその業務を代行する。

(会計)

第22条 1. 集会所管理運営委員会は、集会所会計を独立会計とし、収支決算書、預金通帳、並びに支出書類等を管理する。

2. 収支決算書は、集会所管理運営委員会が選出した者が作成する。

収支決算書の監査は、集会所管理運営委員会が選出した者が会計監査をおこなう。

収支決算書作成協力者および会計監査人には下記作業費を支給する。

収支決算書作成	5,000円/期
会計監査	5,000円
その他(市役所への報告作業など)	10,000円

(管理者への寸志)

第23条 集会所管理者に対し、年1回120,000円の寸志を支給

管理者が1か月ごとに分かれる場合は各々10,000円/月とする

附則

この規定は平成19年4月1日より施行する。

平成20年4月6日 一部改正

- ・ 管理規定第6条 集会所の管理者に関する事項
 - (6) 町内会公園清掃時に管理者全員で集会所周辺の清掃(草取り含む)を追加明記
 - (7) 年1回ワックス掛けを含む大掃除を専門業者に依頼
- ・ 管理規定細則第1条 運営委員の選出に関する事項
運営委員は、管理規定の第4条に従い各丁目より選出する。に変更
- ・ 管理規定細則第4条 管理者に関する事項
管理者は、管理規定の第6条に従い次の方法により選出する。
運営委員会の要請により、陽光台町内会の住民で、集会所を使用する各種団体から推薦を受けるものとする。に変更
- ・ 管理規定細則第4条 管理者への寸志に関する事項
100,000円を120,000円に変更
- ・ 附一3 チェックカード 後始末「点検項目」に関する事項
「トイレ」の清掃を追加
- ・ 第10条 改定
第2項を設け「②使用中のけが・病気は使用者責任とする。」を追記

平成20年9月14日 一部改正

- ・ 第16条 第2項「町内会の敬老会、子供会女性会の諸活動」
町内会の敬老会、子供会(準子供会)女性会の諸活動」に改める
準子供会とは子供会活動とは別に次の条件を満たす個人グループの団体を言う。
 - ① 子供は全員平良小学校在籍者であること。
 - ② 責任者は町内会員であること。
 - ③ 宿泊規定は別に定める。

平成21年4月12日 一部改正

- ・ (使用の範囲)に(9)を追加
第8条 集会所の使用の範囲は、第1条の目的に基づき地域住民(陽光台町内会)が使用することを大原則とする。
但し、次に示す項目の内(6)(7)(8)(9)は使用を認めることとする。
(9) 町内会の活動資金捻出の為「バザー等」販売行為に使用する場合
但し、申請毎に運営委員会の許可を得る事とする。

平成23年4月24日 一部改正

- ・ (運営委員会)
第7条 1. 運営委員の中から監査委員2名を選任する。
を運営委員の中から監査委員1名を選任する。
- ・ (使用制限)
第9条 次の各号に該当する場合は、使用を許可しない。
(変更前) 使用日 :土曜日の午後及び日曜日を除く
(変更後) 使用日 :土曜日及び日曜日を除く

令和4年7月1日 一部改正

- 第2条 (変更前)
集会所は、陽光台町内会(一丁目～五丁目)が運営する。
(変更後)
集会所は、第3条に定める陽光台集会所管理運営委員会が運営する。
(陽光台町内会(一丁目～五丁目)廃止に伴い変更)
- 第6条 (変更前)
1. 集会所の日常管理のため、運営委員会が正副各1名の集会所管理者(以下「管理者」と言う)を選任する。
(変更後)
1. 集会所の日常管理のため、運営委員会が1名の集会所管理者(以下「管理者」と言う)を選任する。
- 第6条 (追加)
2. (6)運営方法については、管理運営委員会の指示にしたがうこととする。
- 第20条 本規定の実施のために必要な事項は細則でこれを定める。
⇒削除。すべて本規定に定め、細則は設けない。
- 第22条 (変更前)
管理者は、集会所会計を独立会計とし、現金出納帳、預金通帳、備品台帳並びに支出書類等を管理する。
(変更後)
集会所管理運営委員会は、集会所会計を独立会計とし、現金出納帳、預金通帳、備品台帳並びに支出書類等を管理する。
- 第24条 (変更前)
集会所管理者に対し、年1回180,000円の寸志を支給
管理者が前期、後期2名ずつ計4名に分かれる場合は各々15,000円/月とする
(変更後)
集会所管理者に対し、年1回120,000円の寸志を支給
管理者が1か月ごとに分かれる場合は各々10,000円/月とする

令和5年7月16日 一部改正

- 第22条 (変更前)
集会所管理運営委員会は、集会所会計を独立会計とし、現金出納帳、預金通帳、備品台帳並びに支出書類等を管理する。
(変更後)
1. 集会所管理運営委員会は、集会所会計を独立会計とし、収支決算書、預金通帳、並びに支出書類等を管理する。
2. 収支決算書は、集会所管理運営委員会が選出した者が作成する。
収支決算書の監査は、集会所管理運営委員会が選出した者が会計監査をおこなう。
収支決算書作成協力者および会計監査人には下記作業費を支給する。
- | | |
|------------------|----------|
| 収支決算書作成 | 5,000円/期 |
| 会計監査 | 5,000円 |
| その他(市役所への報告作業など) | 10,000円 |